

岩手県庁舎再整備基本構想

令和8年（2026年）●月
岩手県

第1章 背景と目的

- ・令和7年に築60年を迎えた県庁舎は、各種調査の結果、防災拠点として必要な耐震性能の不足や建物の老朽化に課題があることが明らかとなっています。
- ・このため、岩手県では県庁舎の再整備に向けた課題を明確にするとともに、整備にあたっての基本理念や基本方針を示す、基本構想を策定します。

これまでの検討経緯

平成27年～（2015年～）

県庁舎の老朽化や時代に沿わない執務環境の現状を鑑み、施設の劣化状況や執務環境が抱える課題について各種調査を実施

令和5年（2023年）

経年劣化や地震被害の蓄積等を踏まえ実施した耐震再診断の結果、県庁舎（知事局棟、議会棟、渡り廊下棟）の耐震性に課題があることが判明

令和7年（2025年）

県庁舎の今後の在り方を整理した「岩手県庁舎の在り方に関する報告書」（以下、「在り方報告書」）を取りまとめ

令和8年（2026年）

「在り方報告書」を踏まえた検討を実施のうえ、基本構想を策定

構想の目的・位置づけ

- ・県庁舎再整備の根本的な考え方となる「基本理念」や「基本方針」を明確に定め、再整備事業全体の方向性を示すことで、長期にわたる事業推進の基盤となることを目的として策定しています。
- ・基本構想に基づき、設計・工事上の条件を整理した基本計画の策定に着手します。

基本構想

- ・庁舎再整備にあたっての基本的な方針を示します。
- ・基本理念及び基本方針、庁舎規模、ライフサイクルコスト、整備パターンを検討します。

基本計画

- ・庁舎再整備の設計・工事を進めるうえで必要となる基本的な計画を策定します。
- ・導入する機能、施設計画（建物や諸室の配置など）、設計上に必要な条件を整理します。

設計

- ・完成時の姿を明確にし、工事を実施するための設計を行います。
- ・デザイン、構造、設備の検討、設計図・設計書の作成、事業費の確認等を実施します。

工事

- ・設計に基づき、庁舎を建設します。

第2章 県庁舎を取り巻く現状と課題の整理（1/2）

- ・現在の県庁舎は、耐震性能、防災性能、老朽化、執務環境の4点に課題を抱えています。
- ・「在り方報告書」においては、「県庁舎再整備を見据えたあるべき姿」を示すとともに、「改修のみ」「一部建替」「全て建替」の整備パターンについて比較検討を行い、一部建替を軸に検討することとしました。

県庁舎の課題

① 耐震性能

- ・いずれの棟も現行の耐震基準及び防災拠点としての耐震基準を満たしておらず、耐震改修が必要であることが判明（令和4～5年度耐震診断）

② 防災

- ・建築基準法、消防法等に対する既存不適格項目が多数存在
- ・対浸水性能、ライフライン及び災害応急活動の場の確保といった課題にも対応する必要

③ 老朽化

- ・一次エネルギー（設備機器エネルギー）消費量は基準値の1.8倍、外皮の断熱、日射遮蔽性能は1.5倍の熱負荷が生じていることが判明（平成27年度調査時点）

④ 執務環境

- ・県庁舎に必要な面積（最小約52,000㎡～最大約81,000㎡）に対して、約14,000㎡～約43,000㎡程度の不足があることが判明（令和2年度調査）

岩手県庁舎の在り方に関する報告書

■ 県庁舎整備を見据えたあるべき姿

- ① **防災**拠点として安全・安心な庁舎
- ② **環境**に配慮した長寿命な庁舎
- ③ 様々な主体が**協働**する拠点として、県民に親しまれ愛される庁舎
- ④ 将来の変化に柔軟に対応し、職員が**働きやすく**、県民福祉の向上に資する庁舎

■ 整備パターンの検討

改修のみ

知事局棟：改修

議会棟：改修

一部建替

知事局棟：改修

議会棟：建替

全て建替

知事局棟：建替

議会棟：建替

- ・執務スペースの不足を解消しつつ、知事局棟の改修を最低限にとどめることの検討が可能
- ・将来的に知事局棟を建て替える際に、その規模や必要性を見極めるための時間的な留保ができる

一部建替案を軸に検討

第2章 県庁舎を取り巻く現状と課題の整理（2/2）

- ・基本構想の策定にあたっては、現在の社会の潮流を踏まえ、将来の住民ニーズや行政サービスのあり方の変化を見据えた庁舎像を検討する必要があります。
- ・そのため、「在り方報告書」において、「県庁舎整備を見据えたあるべき姿」として設定した4つの要素に関する、社会の潮流及び県庁舎整備に当たり求められる対応について整理しました。

考慮すべき社会の潮流と県庁舎整備に当たり求められる対応

① 大規模災害リスクの顕在化と減災・レジリエンスの考え方の広がり

- ・気候変動による大規模災害リスクが高まる中、県庁舎は平時から防災・危機管理機能を集約し、有事に関係機関と連携して迅速・的確に対応する司令塔としての役割が求められる。
- ・ICT・AIや各種センサーによる情報収集・分析・共有基盤を整備し、減災の考え方を庁舎機能に組み込むとともに、代替拠点の確保やエネルギー・通信の多重化により、中枢機能を維持・回復できるレジリエンスを備えた再整備を進める必要がある。

② 脱炭素社会・循環型社会への転換

- ・世界では気温上昇を1.5℃未満に抑える流れが強まり、日本も2050年カーボンニュートラルを掲げている。県庁舎は脱炭素の「見本」として、ZEB Ready相当以上の省エネ性能や高効率設備・再エネ活用によるエネルギー使用とCO₂排出の大幅削減が重要である。
- ・加えて、再エネ電力への切替えや非常用電源の確保により平時の環境負荷低減と災害時の電力維持を両立し、建築物LCAの考え方も取り入れて、県全体の脱炭素と資源循環を牽引する庁舎整備を進める必要がある。

③ 官民共創・協働の進展と多様で包摂的な社会の実現に向けた動きの加速

- ・社会課題の複雑化を背景に、企業・NPO・大学・地域団体・県民と連携して解決を図る官民共創が広がり、自治体には情報発信と提案・挑戦を受け入れる柔軟な風土づくりが求められている。
- ・あわせてSDGsの下でDEIが重視される中、県庁舎は誰もが使いやすく多様な人材が力を発揮できる執務・来庁者空間を備え、展示・情報発信や交流の場を通じて周辺のにぎわいと回遊性を高める拠点となることが期待される。

④ 柔軟かつ多様な働き方の広がり

- ・賃上げや通年採用、ジョブ型雇用など多様な採用・働き方が広がる中、若年層を中心に場所・時間・キャリアを自分で選べることを重視していることを踏まえ、県庁舎は、優秀な人材の確保・定着・活躍を支える拠点となることが求められる。
- ・具体的にはテレワークを前提に、業務に応じて選べる多様な執務環境を適切に配置するとともに、ウェルビーイングの視点を踏まえた柔軟な勤務体系の整備、フロントヤード改革や生成AI活用による業務効率化を進め、将来の職員数・必要面積変化にも対応できる可変性の高い執務空間を整える必要がある。

第3章 県庁舎の将来像（1/2）

- 「在り方報告書」において示された4つの「あるべき姿」について、県の取組状況や関連する社会的な潮流を考慮し、基本理念として発展的に再整理を行うとともに、具体の基本方針を策定しました。

基本理念及び基本方針

基本理念 防災 平時から地域の防災力向上を牽引し、 あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる安全・安心な庁舎	基本理念 協働 多様な主体が次世代を共創する、 県民に親しまれ、愛される庁舎
基本方針 - 耐震性と安全性に優れ、「災害時に安全に業務を継続できる」機能・性能の確保 - 県全体を統括する防災拠点として、「あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる」機能の確保 - 平時から防災力を高め「災害に強い地域づくりを推進する」機能の確保	基本方針 「多様な主体から連携先として求められる」能動的な官民共創環境の構築 - DEIの視点を取り入れた「誰もが不自由なく利用し、充実感を持って働ける」環境の構築 - 内丸地区の歴史を踏まえた「将来に渡り県民に親しまれる」庁舎像の構築
基本理念 環境 未来の環境変化を見据え、 脱炭素や環境共生を推進する長寿命な庁舎	基本理念 働き方 職員が働きがいを実感しながら、 その能力と意欲を十分に発揮し、県民サービス向上に資する庁舎
基本方針 - 庁舎のライフサイクル全体を見据えた、「脱炭素社会に貢献する」庁舎の構築 - 都市環境・地域環境の向上に貢献し、「岩手の持続可能なまちづくり・環境との共生を推進する」庁舎の構築 - 未来の気候変動・環境変化を見据えた、「次世代の長寿命」庁舎の構築	基本方針 - ウェルビーイングの視点を取り入れた「職員が働きがいを実感し、能力を十分に発揮できる」執務環境の構築 - テレワーク等の活用による、「多様で柔軟な働き方」を可能とする執務環境の構築 - 職員が専門性や創造性を発揮し、「県民サービスの向上」に資する執務環境の構築

第3章 県庁舎の将来像（2/2）

議会機能の考え方

・議会活動や議員活動が円滑に行われ、県民参加の機会の充実等が図られるよう、県議会議長から知事に提出された意見書（令和7年9月22日）の内容も踏まえつつ、議会機能の整備に係る基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針

- ・県民に開かれ、親しまれる議会機能の整備を目指します。
- ・案内表示や施設内機能、傍聴席の充実など、来庁者の利便性の向上を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
- ・円滑な議会運営や議員活動が行われるよう、効率的な諸室配置や議員の執務環境改善に対応した施設とします。
- ・DXの進展に対応した施設とするとともに、セキュリティ対策の向上を図ります。
- ・整備コストの最適化や財政負担に配慮しながら整備を進めます。

※具体的な諸室の配置や面積、設備等の整備については、基本計画や設計等の各段階に応じて、県議会の意見も踏まえながら検討していきます。

整備地区

■ 在り方報告書における整備地区の評価

- ・内丸地区は、交通アクセスが良く、他の官公所との連携が取れ、災害体制もあり、周辺のまちづくりにも貢献できることから、現敷地内での整備を前提に検討

■ 基本構想での整備地区の評価

- ・以下の条件について、改めて整理の上、評価を実施
- ・周辺建物の位置関係、自然条件（洪水、地震等の影響）、社会経済条件（交通アクセス等）、都市計画との関係（一団地の官公庁施設等）、まちづくりとの調和（内丸プラン）、敷地条件（用地取得、仮庁舎、駐車場）

- ・内丸地区は、交通の利便性や他の官公署との関係、危機管理対応に優れ、まちづくりとの調和にも資することから、優位性が高い
- ・駐車場の確保が課題ではあるが、現在の敷地を活用することで用地取得が不要となり、供用開始までの期間を短縮することが可能

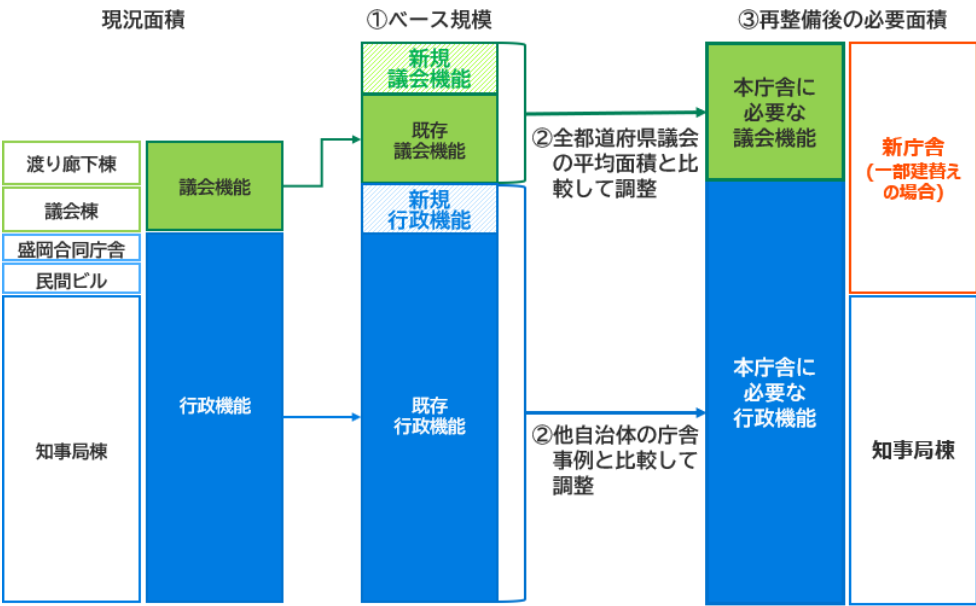
現在の敷地で整備

第4章 庁舎規模

- 行政機能と議会機能のそれぞれについて、必要な機能に要する面積の積み上げや他自治体庁舎事例との比較を踏まえ、再整備後に必要と想定される機能の面積を算出しました。

規模算出の考え方

- ① 既存機能と新規導入を予定する機能を積み上げたベース規模を算出
- ② バンチマークとする他自治体庁舎の事例と比較し調整



必要面積

機能			人数・台数	必要面積（㎡）
行政機能	専有部分	執務室	2,081人 (R7職員数)	13,595.0
		会議室		2,565.9
		書庫・倉庫		2,628.6
		その他諸室		2,963.6
		危機管理機能		2,141.4
	県民サービス機能			2,965.2
	共用部			15,569.0
	免震層(地下1階相当)		—	2,000.0
	行政機能 計			44,428.7
議会機能			48人 (議員定数)	8,396.8
必要とされる庁舎規模（行政＋議会）				52,825.5

駐車場

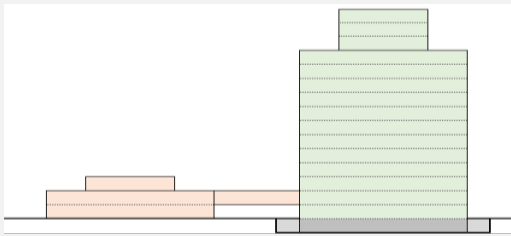
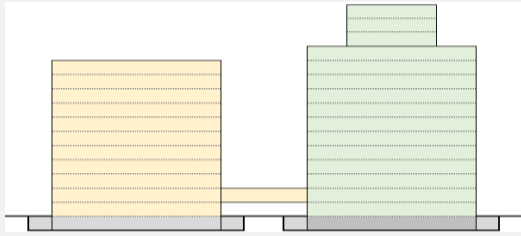
265台
(附置義務台数)

7,950.0

第5章 整備パターンの比較・評価（1/3）

- ・在り方報告書において、「全て建替」については多額の整備費用を要することから、整備手法として困難としています。
- ・よって、「改修のみ実施」、「一部建替」の2案について、これまでの検討における基本理念や必要面積に加え、改修内容を整理した上で整備パターンを作成し、比較検討を行います。

整備パターンの考え方

	改修のみ実施		一部建替	
	議会棟・渡り廊下棟	知事局棟	新庁舎	知事局棟
計画の考え方				
耐震化	従来構法	地下1階中間免震工法	(免震)	地下1階中間免震工法
改修の考え方	劣化部分を改修する「機能回復」と、新たな価値を創出する「機能向上」改修を実施		—	劣化部分を改修する「機能回復」と、新たな価値を創出する「機能向上」改修を実施
延床面積	6,612.1㎡	31,027.7㎡	約22,000㎡	31,027.7㎡
	計 37,639.8㎡		計 約53,027.7㎡ ※	
仮移転	議会の仮移転先の確保が必要	執務機能の仮移転先の確保が必要	議会の仮移転先の確保が必要	知事局棟から新庁舎へ執務室の一部が移転することにより、庁外への仮移転は最小限
整備期間	約8年		約10年	

※ 新庁舎の面積を概数としているため、必要とされる庁舎規模（6ページ）とは不一致。

第5章 整備パターンの比較・評価 (2/3)

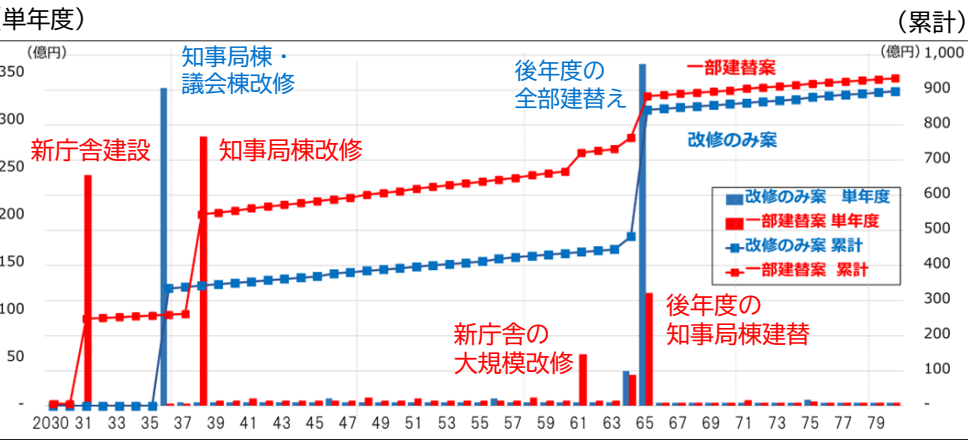
- 事業費を試算した結果、改修のみ実施は約341億円、一部建替については約537億円と試算されました。
- 新庁舎の建設後、法定耐用年数（50年）を迎えるまで（2080年頃）にかかるライフサイクルコスト（LCC）を試算すると、改修のみ実施の場合約896億円、一部建替の場合約934億円と試算されました。

事業費（整備費用）・LCCの試算結果

- 事業費及びライフサイクルコストは、過去の整備事例や国土交通省の基準等をもとに算出

■ 整備費用及びLCC(2030～2080年)の試算結果

期間	改修のみ実施①	一部建替②	差引（②－①）
延べ面積	37,640㎡	53,028㎡	15,388㎡
整備費用	340.9	536.6	195.7
後年度の全部建替コスト（※）	354.3	128.2	△226.1
大規模改修費・修繕費・維持管理費等	201.0	268.8	67.8
ライフサイクルコスト	896.2	933.6	37.4
参考：駐車場整備（必要面積7,950㎡）	11.1		



後年度の財政負担額

- 県庁舎再整備に活用できる地方債として、現時点で緊急防災・減災事業債及び一般単独事業債を想定
- 緊急防災・減災事業債は、庁舎の耐震化や災害対策本部の整備に係る費用に充当可能で、充当率は100%、後年度の県債償還額に対する交付税措置率は70%

■ 整備時の県債発行額・一般財源

期間	改修のみ実施①	一部建替②	差引（②－①）
整備費用①	340.9	536.6	195.7
県債発行額②	272.2	421.3	149.1
緊急防災・減災事業債（充当率100%）	66.4	59.2	△7.2
一般単独事業債（充当率75%）	205.8	362.1	156.3
一般財源（①－②）	68.7	115.3	46.6

■ 後年度の県債償還額

期間	改修のみ実施①	一部建替②	差引（②－①）
県債償還額（累計）①	396.4	613.5	217.1
交付税措置額（累計）②	67.7	60.4	△7.3
緊急防災・減災事業債（措置率70%）	67.7	60.4	△7.3
一般単独事業債（措置なし）	—	—	—
一般財源累計（①－②）	328.7	553.1	224.4
単年度ベースの県債償還額③	13.9	21.1	7.2
単年度ベースの交付税措置額④	2.4	2.1	△0.3
県債償還に係る実質的な一般財源（③－④）	11.5	19.0	7.5

第5章 整備パターンの比較・評価（3/3）

- ・作成した整備パターンについて、防災性・安全性、機能性、工期・コスト、財政負担の平準化の4つの観点から評価を行いました。
- ・評価の結果、防災性能をはじめ、環境性能の向上や官民共創の推進、職員の働き方の最適化など、基本理念の実現に対応する機能やスペースを問題なく庁舎内に実装できる、一部建替を採用します。

整備パターンの比較・評価

防災性・安全性

- ・一部建替の場合は、新庁舎に災害対策本部機能の整備が可能です。
- ・一方、改修のみ実施では、知事局棟の有効面積に限度があるため、既存の執務室を庁外に転出させる必要があります。

改修のみ：△

一部建替：○

工期・コスト

- ・知事局棟の免震改修工事は約6年かかるのに対し、新庁舎は約4年での完成が見込まれるため、一部建替は短期間で災害対策本部機能の確保が可能です。
- ・整備費用は、改修のみ実施が約341億円、一部建替が約537億円で、改修のみ実施のコストメリットが認められますが、将来的なライフサイクルコストは接近します。

改修のみ：△

一部建替：△

機能性

- ・一部建替の場合は、官民共創スペースの確保や柔軟な執務室配置などが可能となります。
- ・改修のみ実施では、知事局棟の有効面積に限度があるため、庁外の県有施設も含めて、機能・スペースの配置を考える必要があります。

改修のみ：△

一部建替：○

財政負担の平準化

- ・改修のみ実施の場合、建物・設備の更新時期が集中するため、財政負担の平準化を損なう可能性があります。
- ・将来的に必ず必要となる建替えを先送りとすることで、現在以上の建設費高騰のリスクも伴います。

改修のみ：△

一部建替：○

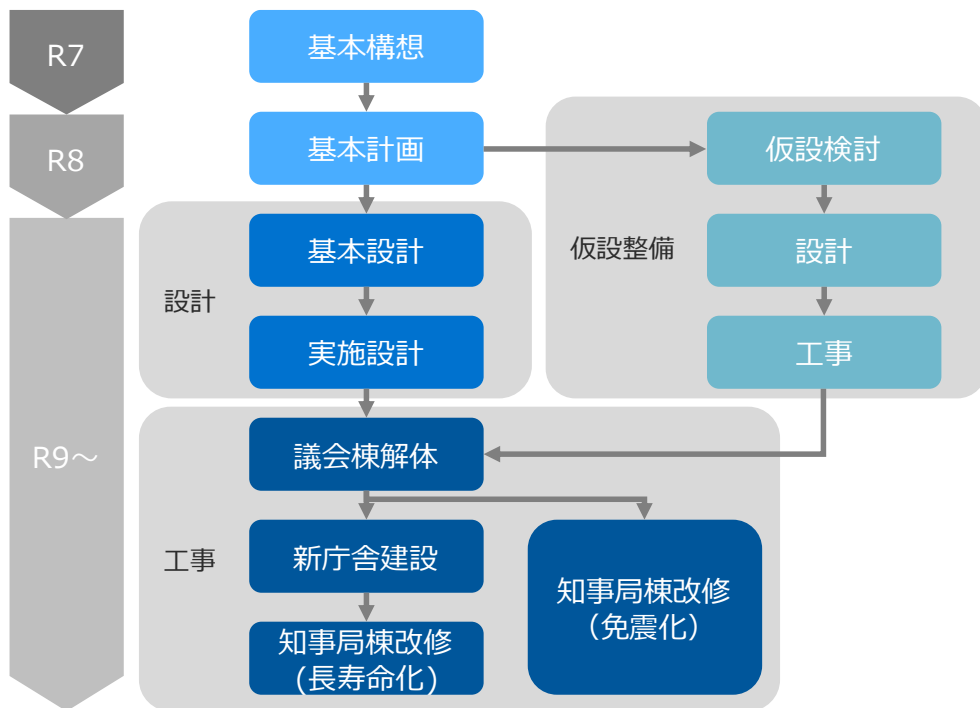
一部建替により整備

第6章 今後の予定

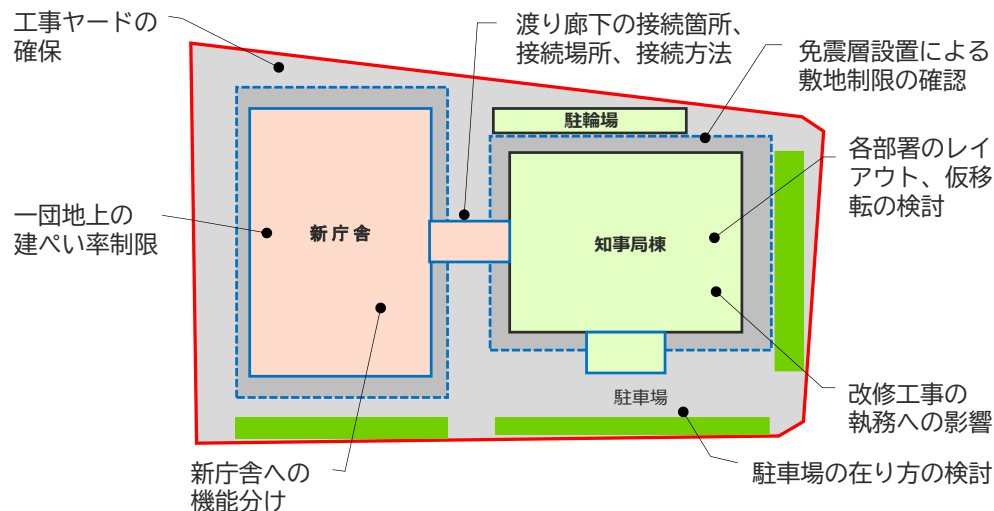
- 令和8年度には、具体的設計要件等を定める基本計画の策定に着手します。
- 今後、建物の配置に係る制限や駐車場の在り方、棟毎の機能分担等、事業の具体化へ向けた検討を行うとともに、必要面積や改修内容の精査を行い、財政負担の軽減に努めます。

事業スケジュール

- 設計に約3年、議会棟の解体及び新庁舎の建設に約4年、全体の工事期間としては約10年程度を要することを想定
- 仮設庁舎等の検討内容によっては、整備期間は大きく変動する可能性



今後の検討課題



法的課題

- 一団地の官公庁施設による建ぺい率制限
- 附置義務駐車台数の確保

機能上の課題

- 棟毎の機能配置や部署レイアウト
- 免震層の影響

工事における課題

- 工事ヤードの検討
- 仮設議会・庁舎の検討

事業上の課題

- 事業手法、発注手法の検討
- 付帯工事、調達物品等の検討